

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和6(2024)年10月16日
栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、月例給については、人事院勧告に準じて、給料月額の上上げ改定を行うとともに、特別給についても、支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとしました。

本年、人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について、勧告を行いました。国家公務員の人材確保の現状は、依然として危機的な状況にあるとし、その要因として、勤務環境や給与面での魅力の低下、働き方やキャリア形成に対する若年層の意識の変化等を挙げております。この重点課題に対応するため、給与制度のアップデートとして、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとなりました。

本県においても、採用試験の受験者数は減少傾向に歯止めがかからず、若年層の離職についても近年増加するなど、国と同様の課題を抱えており、これらの課題に対応するため、人事院勧告に準じて給与制度のアップデートに取り組んでいくこととしました。

また、公務運営関係についても、本県のこうした課題を踏まえ、人材の確保及び育成・活用、柔軟で働きやすい環境の整備、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員においては、公務員としての自覚と高い倫理観を持って、県民の信頼と期待に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。